

農地利用効率化等支援事業（融資主体支援タイプ）の概要

1. 事業の趣旨

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善に必要な農業用機械・施設等を導入する場合に支援します。

2. 基本要件

【地区要件】

「地域計画」が作成されている地域

【対象者要件】

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

（認定農業者、認定就農者又は集落営農組織、認定農業者に準じる者（所得 320 万以上））

【その他要件】

- ・ 金融機関から補助金額以上の融資を受けること
- ・ 原則、令和 9 年 1 月までに納品等が完了すること 等

○ 留意事項 ○

- ・ 原則、過去に実施した同種事業の目標年度が令和 6 年度以降の場合、または、令和 5 年度実績において目標が未達成の場合は、申請できません。

※ ただし、未達成の方でも「新たに実施する機械等の導入等により、過去目標項目の目標値を上回る成果を上げることが確実である」と認められれば申請できる場合があります。

- ・ 採択者の選定は、配分基準ポイント（様式 6-1~3）等を基に行われます。
- ・ 採択者の決定は早くても令和 8 年 8 月以降、事業着手は 9 月以降になると想定されます。
（今秋作業に間に合わない場合がありますのでご承知の上要望ください。）

3. 助成対象事業

(1) 内容

・ 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な機械または施設の導入・整備など。

（例）トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械の取得

乾燥調製施設、加工施設、パイプハウスの整備

注 1) 従前機の売却益は補助金額から控除されます。

注 2) 施設整備の場合、従前機械の設置スペースや成果目標に直結しない作業スペース等の相当額は、補助対象となりません。また、要望申請時に図面や設計書の添付が必要です。

(2) 主な要件

- ・事業費が整備内容毎に 50 万円以上であること。
- ・耐用年数がおおむね 5 年以上 20 年以下のものであること。
- ・競争入札を実施する必要があるため、入札になじまない実演機や中古機械は対象外とする。
- ・農業経営以外の用途に容易に供される汎用性の高いものでないこと。
(例) 運搬用トラック、パソコン、倉庫等
- ・導入する機械等が成果目標の達成に直結するものであり、かつ、既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備(いわゆる更新)するものでないこと。
- ・経営規模に適合する規模であること。(規模決定根拠資料を作成する必要あり。)
- ・導入機械等は、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する気象災害に対応する保険等に通年加入すること。

(3) 規模の要件

一部の農業機械については、「山形県特定農業機械導入基準」により下限面積が定められており、目標年度までに達成する必要があります。

種別	能力	中山間地		中山間地以外	
		田	普通畑	田	普通畑
トラクター	~24ps	4.0 ha	4.8 ha	5 ha	6 ha
	25ps~34ps	6.4 ha	6.4 ha	8 ha	8 ha
	35ps~54ps	10.4 ha	9.6 ha	13 ha	12 ha
	55ps~84ps	13.6 ha	13.6 ha	17 ha	17 ha
	85ps~	17.6 ha	16.8 ha	22 ha	21 ha
乗用型田植機	4 条~5 条	5.6 ha	/	7 ha	/
	6 条	8.0 ha		10 ha	
	8 条	9.6 ha		12 ha	
	10 条	13.6 ha		17 ha	
コンバイン (自脱型)	刃幅 0.8m~1.2m (3 条)	5.6 ha		7 ha	
	刃幅 1.2m~1.6m (4 条)	8.8 ha		11 ha	
	刃幅 1.6m 以上 (5 条~)	12.0 ha		15 ha	

4. 補助率・補助上限額等

(1) 補助率

以下のA~Cの内、最も低い額。

A = 助成対象経費×3/10、 B = 融資額、 C = 助成対象経費 - 融資額

(2) 補助上限額

法人・個人問わず 300万円

※目標年度の経営面積が下記の基準以上の場合 600万円

水田作等 20ha、露地作5ha、果樹作3ha、施設園芸作1ha

(3) 優先枠 [融資主体支援タイプのみ]

A スマート農業優先枠

☑ 新たな技術を活用した農業用機械等の導入による、労働力不足の解消等のための取組を支援

B みどり農業推進優先枠

☑ みどりの食料システム戦略を踏まえ、環境に配慮した営農に積極的に転換していくための取組を支援

C 集約型農業経営優先枠

☑ 土地利用の制約などから、規模拡大による経営発展が制限される地域等における、集約型の農業の導入による収益の向上のための取組を支援

以下の要件を満たす方が対象

- ① 耕種農家であること。
- ② ②目標年度における1ha当たりの付加価値が50万円以上であること。
- ③ 目標年度において、経営面積が現状より縮小しないこと。

5. 成果目標

現状年度は令和7年度、目標年度は令和10年度となります。

【必須目標】

- ① 付加価値額(収入総額 - 費用総額 + 人件費)の拡大

【選択目標】(いずれか1つ以上)

- ② 農産物の価値向上
- ③ 単位面積当たり収量の増加
- ④ 経営コストの縮減

【事業関連取組目標】(様式4において、今後行う取組についてポイント化する場合は、対応する項目について目標設定が必要)

- ⑤ 経営面積の拡大
- ⑥ 労働時間の短縮
- ⑦ 経営管理の高度化

※目標数値の根拠資料を添付すること。

例) ⑤経営面積の拡大の場合拡大する面積の根拠資料が必要

→ 農業経営改善計画や拡大する圃場の一覧 等